○国土交通省令第六十七号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び第百一条第二項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（審査結果の通知） **第四十九条の二**　法第七十四条の二第二項及び第百一条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により行うものとする。 一　法第七十四条の二第一項及び第百一条第一項第一号の審査　次に掲げる事項 イ　車台番号又は自動車登録番号（軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号） ロ　当該審査の結果 二　法第百一条第一項第二号の審査　次に掲げる事項 イ　法第九十九条の三第一項の許可を受けた者の氏名又は名称及び当該許可に係る自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）第二条第二項第一号に規定する業務管理システムの名称 ロ　当該審査の結果 ２　前項の場合において、前項各号に掲げる審査の結果の記録が電磁的記録で作成されているときは、書面による通知に代えて、電磁的方法により通知することができる。 第二十二号様式（証票）（第六十五条関係） （裏） （道路運送車両法抜粋） **第100条**　当該行政庁は、第75条の６第１項に定めるもののほか、第１条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。 (1)～(16)　（略） (17)　第99条の３第１項の許可を受けた者 ２～４　（略） **第110条**　（略）	（審査結果の通知） **第四十九条の二**　法第七十四条の二第二項及び第百一条第二項の規定による自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査の結果（以下「審査結果」という。）の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 一　車台番号又は自動車登録番号（軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号） 二　審査結果 ２　前項の場合において、審査結果の記録が電磁的記録で作成されているときは、書面による通知に代えて、電磁的方法により通知することができる。 第二十二号様式（証票）（第六十五条関係） （裏） （道路運送車両法抜粋） **第100条**　当該行政庁は、第75条の６第１項に定めるもののほか、第１条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。 (1)～(16)　（略） （新設） ２～４　（略） **第110条**　（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。